

“プロスパーポートさかた”ポートセールス協議会
令和7年度 酒田港コンテナ貨物利用促進助成事業

助成対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

区分	物流対策推進事業		酒田港利用拡大助成事業				
	船社	海貨業者	荷主				
			FCL貨物			LCL貨物	
名称	I 新規航路・増便助成 (船社)	II 新規航路・増便助成 (代理店)	III コンテナ転換支援助成	IV 陸送費助成	V (i) モーダルシフト等促進 助成 拡充	V (ii) モーダルシフト等促進助 成 NEW	VI 小口混載貨物 (LCL) 助成
趣旨	R6～R7年度に新規航路を開設・増便する船社を助成し、航路の新設・増便を促す。	左記航路のうち内航航路の代理店業務を締結する海貨業者を助成し、内航航路の新設・増便を促す。	バルク船からコンテナ船へ転換を促し、コンテナ貨物量の増加を図る。	酒田港から発着地までの陸送距離に応じた助成を行い酒田港利用を促す。	物流の2024年問題に対応してトラック陸送から海上輸送へモーダルシフトを促し、コンテナ貨物量の増加を図る。		小口混載貨物輸出サービス利用荷主を助成し、小口混載貨物輸出量の増加を図る。
対象・要件	①及び②を満たす船社 ① 新規に定期航路（2週間に1便以上運航する航路）を開設・増便する船社 ② 予定寄港数の3/4以上寄港 ※ 助成対象期間中に航路廃止が判明した場合は助成対象外	左記船社の内航航路の酒田港代理店となる海貨業者	①及び②を満たす荷主 ①バルクの貨物品をコンテナ貨物で輸送 ②貨物重量が150t以上（20ft 9個以上/回又は40ft 8個以上/回とする）の輸送を実施	年間30TEU以上利用した荷主	①又は②を満たす荷主 ①過去3カ年度の最高貨物量比で30TEU以上かつ2割以上増加 ②過去3カ年度に酒田港未利用で貨物量が30TEU未満の荷主	内航定期航路（輸出入以外）を利用した荷主	酒田港の小口混載貨物輸出サービスを利用した荷主
助成対象	年間の実入り貨物量が年間寄港数×30TEUに満たない貨物量 (TEU)		上記②に該当する利用貨物量の合計 (TEU)	利用貨物量 (TEU)	過去3カ年度の最高貨物量超過分 (TEU)	①内航利用貨物量(TEU) ②内航利用貨物量に係る海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料等	利用貨物量 (m³又はt いずれか大きい方)
助成単価	15,000円/TEU	10,000円/TEU	20,000円/TEU	酒田港↔発着地(片道距離) 50km未満: 1,000円/TEU 50～99km: 3,000円/TEU 100～149km: 6,000円/TEU 150km～: 9,000円/TEU	30,000円/TEU	①発着港↔発着地間(片道距離) 100km未満: 7,500円/TEU 100～149km: 10,000円/TEU 150km～: 15,000円/TEU ②助成対象経費の1/2	5,000円/m³又はt
上限額	1,000万円/航路	780万円/航路	500万円/荷主	100万円/荷主	100万円/荷主	① 100万円/荷主 ② 20万円/荷主	20万円/荷主
計画申請	令和7年12月20日まで		【一次募集】令和7年9月30日まで		【二次募集】令和7年11月30日まで	【三次募集】令和8年1月31日まで	
実績報告 交付申請	令和8年3月31日まで		(令和8年1月31日までの実績) 令和8年2月10日まで (令和8年3月31日までの実績) 令和8年3月31日まで				

※ 「IV 陸送費助成」と「V (i) モーダルシフト等促進助成」のみ重複申請が可能。

※ 「V (ii) モーダルシフト等促進助成①」と「V (ii) 同助成②」は対象貨物が異なれば併用可能。

※ 助成金交付は予算の範囲内で実施します。計画申請期間内でも助成金交付申請額の合計が予算枠に達した際は受付を停止する場合があります。